平成２４年（フ）第１６５３号
堺市中区深井中町1161番地30、開始決定時の住所堺市中区深井北町787番地６
破産者　大石　一則
１　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
２　一般調査期日　平成25年４月22日午後３時30分
平成25年２月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８４９号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目10番35号
破産者　ヘアーサロンナイルこと　久保田惠美子
１　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
２　一般調査期日　平成25年４月15日午後３時30分
平成25年２月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５７３号
大阪市福島区野田１丁目１番86号　大阪市中央卸売市場本場内
破産者　株式会社島徳
１　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
２　一般調査期日　平成25年４月15日午後３時30分
平成25年２月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４号
佐賀県鳥栖市西新町1422番地
破産者　有限会社白水鉄工所
１　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
２　一般調査期日　平成25年４月11日午前10時
平成25年２月８日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
長崎県長崎市小浦町４番地４
破産者　大川内自動車鈑金有限会社
１　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
２　一般調査期日　平成25年５月17日午後２時50分
平成25年２月12日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
福島県郡山市大槻町字城ノ内18番地の４
破産者　増子　　勇
１　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
２　一般調査期日　平成25年５月９日午前10時
平成25年２月８日
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１８７６号
福岡県筑紫野市美しが丘南１丁目１番２号
破産者　有限会社タルミ
１　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
２　一般調査期日　平成25年６月６日午前10時30分
平成25年２月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９号
埼玉県熊谷市大塚208番地
破産者　株式会社中島建設
１　破産債権の届出期間　平成25年４月３日まで
２　一般調査期日　平成25年４月23日午後３時30分
平成25年２月12日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４３号
神戸市西区高雄台32番６－８号
破産者　有限会社タックインターナショナル
１　破産債権の届出期間　平成25年５月14日まで
２　一般調査期日　平成25年６月４日午前10時20分
平成25年２月12日
神戸地方裁判所明石支部破産係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第７５３９号
大阪市北区天満２丁目２番１号
破産者　株式会社Ｒ・Ｏ・Ｓ
１　期日　平成25年３月11日午前10時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月８日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第３号
島根県隠岐郡海士町大字海士2782番地２
破産者　有限会社ニッタ
異議申述期間　平成25年４月８日まで
平成25年２月８日
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２４年（フ）第５号
島根県隠岐郡西ノ島町大字別府111番地１
石畑宿舎123号
破産者　増本　昌雄
異議申述期間　平成25年４月８日まで
平成25年２月８日
松江地方裁判所西郷支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１号
長崎県五島市岐宿町松山1277番地７
破産者　山田　権治
免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
平成25年２月12日　長崎地方裁判所五島支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第３６９号
愛知県一宮市浅井町河端字広畑76番地
破産者　葛谷　清光
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

免責決定確定

平成１７年（モ）第１００４号
（平成１５年（フ）第５２９号）
福島県伊達市梁川町広瀬町45番地、破産宣告時の住所福島市吉倉字谷地42番地の１
破産者　佐藤　久恭
１　主文　破産者を免責する。
２　決定確定日　平成24年12月７日
福島地方裁判所第１民事部

監 督 命 令

平成２５年（再）第２号
京都府宇治市広野町尖山17番地の３
再生債務者　市原　義明
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　京都市中京区堺町通御池下る　吉岡御池ビル８階　弁護士法人みやこ法律事務所
弁護士　橋本　皇玄
平成25年２月７日
京都地方裁判所第５民事部

監督命令取消

平成２３年（再）第５号
北海道日高郡新ひだか町静内神森265番地８
再生債務者　有限会社日高ポークめぐみファーム
主文　平成23年８月１日にした監督命令を取り消す。
平成25年２月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再）第６号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町１丁目３番５号
再生債務者　有限会社日高ポークかとうファーム
主文　平成23年８月１日にした監督命令を取り消す。
平成25年２月８日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
青森県八戸市諏訪３丁目４番14号
再生債務者　有限会社カーパーツ八戸
１　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月８日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年４月22日から平成25年５月10日まで
青森地方裁判所八戸支部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第２号
香川県観音寺市室本町1325番地61
再生債務者　株式会社室本興産（開始時の商号　株式会社オーブン）
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済み株式の全てである、14万4000株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　7300万円の全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生ずる日
５　募集株式の数　普通株式１株
６　募集株式の払込金額　１株につき１円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定の確定日の翌日から１か月間
８　増加する資本金の額　１円
９　増加する資本準備金の額　０円
平成25年２月８日
高松地方裁判所民事部破産・再生係